

## 「生涯学習センター カレッジホール」利用規約

### （目的）

第 1 条 この規約は「生涯学習センター カレッジホール」（以下、「カレッジホール」という。）の施設を当該施設の設置目的に沿って、有効に利用されるとともに、その適正は使用と効率的な運営を図ることを目的とする。

### （利用申し込み）

第 2 条 「カレッジホール」利用の承認を受けようとするときは、事前に利用許可願を提出し、許可を得なければならない。

### （利用料）

第 3 条 利用料は 1 時間 1,000 円とする。

### （開館時間及び利用時間）

第 4 条 「カレッジホール」の利用時間及び閉館日は次の通りとする。

なお、利用時間には準備及び片付けに要する時間を含むこととする。

1. 利用時間

17：00 ～ 21：00 <時間厳守>

音を出しての利用は 21：00 まで（なお、音出しは館内のみ）

2. 閉館日

土曜日、日曜日、祝日

年末年始<原則として12月28日～1月3日>

お盆期間<原則として8月12日～8月15日>

※その他「れもん」の行事に利用する日、及びその前後の日

地域の方は、土曜日も利用可。

### （目的外使用の禁止）

第 5 条 利用者は、認められた目的以外に施設を利用してはならない。

第 6 条 利用者は、カレッジホールの利用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

1. 利用責任者を決め、会場設営及び原状回復、参加者の整理、案内等に必要な人員配置をしなければならない。
2. 利用を認められた施設と時間を厳守し、認められた施設及び備品以外は使用してはならない。
3. 貼り紙、釘等建物その他の物件を汚損、毀損する恐れのある行為をしてはならない。
4. 避難経路、非常口、消火器、消火栓等の位置を確認し、避難経路、非常口及び消防設備付近には備品を置いてはならない。

5. 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に留意しなければならない。
6. 許諾を得ずに施設の整備の変更をしてはならない。
7. 許諾を得ずに募金、広告宣伝、物品の販売及び飲食の提供を行ってはならない。
8. 指定された場所以外に駐車してはならない。なお、駐車場利用中の事故等については、当施設は一切の責任を負わない。
9. 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしてはならない。
10. 近隣の迷惑になる行為（騒音・照明等）については、十分に配慮しなければならない。なお、万一利用中に、近隣とトラブル等が発生した場合は、利用責任者が全ての責任を負い、誠意を持って対応するものとする。
11. その他、関係職員が施設管理に関し必要な指示をしたときは、その指示を守らなければならない。

（利用の制限）

第7条 次の各号に該当するときは、利用を禁止、又は退館させることができる。

1. 施設の設置目的に反する利用と認められるとき。
  - (1) 政治、宗教活動に伴う勧誘、募金等
  - (2) 勧誘、広告宣伝、物品販売等の営業活動
  - (3) 虚偽その他不正な手段による使用申請
2. 他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのあるとき
  - (1) 第6条に定める注意事項に反する行為
  - (2) 援助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等）以外のペット類の持ち込み
  - (3) 酒気を帯びた状態
  - (4) 伝染性疾患（インフルエンザ、流行性胃腸炎等）に罹患しているとき
3. 施設の管理上、支障があると認められるとき
  - (1) 許可を得ずに立ち入り禁止場所等へ立ち入る行為
  - (2) 建物その他物件を汚損、毀損する恐れのある行為
  - (3) 許可を得ずに既存設備を変更する行為
  - (4) 許可を得ずに施設及び備品を使用する行為
  - (5) 指定場所以外での喫煙及び飲食
  - (6) 火気の使用及び危険物の持ち込み
  - (7) 職員の指示に従わない場合
4. 前各号に掲げるもののほか、カレッジホール館内の秩序、災害の防止若しくは他の利用者の安全の保持に支障をきたすような行為をし、又はしようとするとき。
5. 施設長がカレッジホールの適切な運営を確保する必要があると認めるとき。

（原状回復）

第8条 利用者は、カレッジホールの利用を終了したときは、清掃し直ちにその使用に係る施設整備を原状に回復しなければならない。又、発生したゴミは全て持ち帰り

する。前条の規定により、退館を命じられたときも同様とする。

(使用終了の届出)

第 9 条 利用者は、施設及び附帯設備の使用を終了したときは、直ちにその旨を関係職員に届け出、点検を受けなければならない。

(事故等責任の所在)

第 10 条 この利用規約に基づく利用に伴う事故・盗難等の責任は、利用責任者にあるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 利用者及び入館者は、施設の利用に際し、故意又は過失により施設及び付帯設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附則 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。